

大飯原発差止訴訟の 経過報告



大飯原発1～4号機
(47newsサイトより引用)

京都脱原発
弁護団
事務局長
弁護士渡辺輝人

提訴前の社会情勢

2012年7月に「暫定基準」 による大飯原発再稼働

→世論の激しい反発
→国会包囲。これが
2015年の反安保
法制の運動にもつな
がっている



2012年6月29日国会前

京都訴訟原告の現状

- 2012.11.27 一次 1107名
 - 2013.12.03 二次 856名
 - 2015.01.29 三次 730名
 - 2016.01.13 四次 393名
- 合計3086名(二番目に大きい)
大飯1～4差止+国にも慰謝料請求
原告団結成。活発に活動。

動かせない若狭の原発

- 最初に再稼働するはずの大飯原発3・4号機は審査の出口みえない(3.11後の暫定基準で稼働していたのに！)
- 高浜原発3・4号機は、再稼働するも、故障と天津地裁の仮処分決定で運転停止。
- もんじゅは運営主体自体に疑問符。
- 美浜1・2、敦賀1廃炉決定。
- 敦賀2直下活断層
- 美浜3は今年11月で40年

プラントメーカーの苦境

- 東芝の粉飾決算の原因は高値で購入(押しつけられた)原発関連資産(ウェスチングハウス社)が利益を生まなかったこと。会社自体が傾く事態→リストラでさらに原発に傾斜する方針。最後は国が救済？
- 仏アレバの苦境。三菱重工が救済せざるを得ない展開。
- 原発資産をアレバに売りつけた脱原発のドイツ。すでにババ抜きは始まっている。

天津地裁仮処分決定

- 2016年3月9日に高浜原発3、4号機の運転差し止めを命じる仮処分決定。
- 差し止めの判断基準について、伊方原発の行政訴訟で最高裁判所が示した枠組みをそのまま使用
 - ←福井地裁判決との違い
 - 関西電力の立証責任を厳格にした。
 - 関西電力経営陣の暴言
 - 舞台は高裁へ

訴訟の現状 1

- 第1準備書面－国際水準の安全基準からの逸脱
- 第2準備書面－地震と津波の危険性
- 第3準備書面－放射線被ばくの危険性、チェルノブイリ事故後の健康被害
- 第4準備書面－平成26年5月12日福井地裁判決について
- 第5準備書面－新規制基準の瑕疵について

訴訟の現状 2

- 第6書面－避難計画の不備・実現困難性、想定被害
- 第7書面－立地の問題点
- 第9書面－水素爆発対策の不備について
- 第10書面－大飯原子力発電所のぜい弱性
- 第12書面－福島第一原発事故による汚染状況等
- 第13書面－自然代替エネルギーの可能性

訴訟の現状 3

- 第14書面－津波の危険性
- 第15書面－被告関電準備書面(3)(地震)への反論
- 第16書面－被告関電準備書面(3)に対する反論(2)
- 第18書面－福井地裁異議審決定の問題点
- 第20書面－基準地震動未満の地震による炉心損傷の具体的危険性
- 第21書面－大津地裁仮処分決定の意義、福岡高裁宮崎支部抗告審批判

今後の訴訟の展望

- 次回の口頭弁論期日は9月14日(水)14:00～(傍聴抽選は13時頃)
(予定)熊本地震の教訓
(予定)関電の安全性立証不足
- 来年3月末に裁判官が二人交代。
- 交代後、争点整理、尋問の流れか。

(付録) 鹿児島県知事選挙のショック

- 知事の権限は大きい。政治的影響力も大きい。
- 2年後の京都府知事選でも「脱原発」「野党共闘」の知事が必要